

小規模多機能型居宅介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護  
生協花の木ホーム

重要事項説明書

# 小規模多機能型居宅介護 生協花の木ホーム

< 小規模多機能型居宅介護事業 >

## 重要事項説明書

### 1 事業者

◆代表者：理事長 雪田 慎二

◆名 称：医療生協さいたま生活協同組合 ◆住 所：埼玉県川口市木曽呂1317

◆電 話：048-294-6111 ◆FAX：048-294-1490

◆事業所数

病 院〔5〕 診療所〔8〕 歯科診療所〔2〕 訪問リハビリテーション〔4〕

訪問看護ステーション〔14〕 通所リハビリテーション〔12〕 通所介護〔1〕

居宅介護支援〔17〕 訪問介護〔16〕 定期巡回随時対応型訪問介護看護〔11〕

夜間対応型訪問介護〔3〕 看護小規模多機能型居宅介護〔4〕

小規模多機能型居宅介護〔6〕 認知症対応型共同生活介護〔4〕

介護老人保健施設〔2〕 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）〔1〕

地域包括支援センター〔4〕 在宅介護支援センター〔2〕

以上

《2025年5月1日現在》

### 2 事業の概要

#### （1）事業所の種類

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

#### （2）事業の目的

住み慣れた家・街・地域で生活を継続できるように、ご利用者の方の状態や必要に応じて「通い」を中心に「泊り」「訪問」の3つのサービスを組み合わせて提供いたします。

#### （3）事業の名称

小規模多機能型居宅介護 生協花の木ホーム

#### （4）事業所の所在地

埼玉県秩父市上町1-12-11

#### （5）事業所電話番号

0494-25-2000

#### （6）事業所の管理者名

武藤 直輝

(7) 当事業所の運営方針

ご利用者様の様態や希望に応じて、通所サービスを中心に、随時訪問や宿泊のサービスを組み合わせて提供することにより、ご利用者様の居宅における生活の継続を支援します。事業の実施にあたりましては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設年月日

2020年3月1日

(9) サービス定員

登録定員 29人

通い 18人

泊り 9人

(10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。泊りサービスで利用される居室は個室をご用意しています。ただし、ご契約者様の心身の状態や、お部屋の空き状況によりご希望に添えないこともあります。

| 居室・設備の種類 | 備考                   |
|----------|----------------------|
| 個室       | 9部屋                  |
| 食堂・ホール   | 1部屋                  |
| 台所       | 1箇所                  |
| 浴室       | 1箇所                  |
| トイレ      | 3箇所                  |
| 消防       | 火災報知器、消火器・スプリンクラーの設置 |

上記は、厚生労働省が定める基準により小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

### 3 事業実施地域および営業時間

(1) 通所の事業の実施地域 秩父市（大滝地区を除く）

(2) 営業日：1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）

(3) 営業時間：

①通いサービス 午前 9時から午後4時まで

②宿泊サービス 午後 4時から午前9時まで

③訪問サービス 24時間

## 4 職員の配置状況

| 職種      | 資格      | 職員数  | 専任・兼任  | 業務内容           |
|---------|---------|------|--------|----------------|
| 管理者     | 介護福祉士   | 1名   | 兼務     | 管理業務<br>介護業務   |
| 計画作成担当者 | 介護支援専門員 | 1名   | 兼務     | 計画作成業務<br>介護業務 |
| 介護職員    | 介護福祉士等  | 9名以上 | 専任6名以上 | 介護業務           |
| 看護職員    | 看護師     | 1名以上 | 専任     | 健康管理業務<br>看護業務 |

※職員の配置については指定基準を厳守しています。

2025年 4月 1日現在

## 5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、2つのサービスがあります。

●利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付の対象サービス）

●利用料金の金額をご契約者に負担していただく場合（介護保険給付の対象とならない場合）

### （1）介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割（又は8割または7割）が介護保険から給付され、利用者の自己負担は全体の1割（又は2割または3割）の金額になります。各項のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者様とご協議の上、【事業】（以下、「サービス」という）計画に定めます。

#### ○「通い」

##### ①食事

- ・食事の提供および食事の介助を行います。
- ・調理・配膳などを職員と行うことができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

##### ②入浴

- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪・洗身の介助を行います。
- ・浴室にて安全なサービスを心がけます。

##### ③排せつ

- ・利用者の状態に応じて適切な介助を行うとともに、排せつの自立について適切な援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・日常生活を通してリハビリを行います。
- ・趣味活動を通して機能回復、能力回復を目指します。
- ・地域交流を通して、社会活動に参加します。

⑤健康チェック

- ・血圧測定、体温測定など利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご自宅から事業所までの距離や、利用者の方の心身の状態に合わせ、安全に配慮した送迎を行います。

⑦相談・助言など

- ・窓口を常設して対応いたします。

○「訪問」

- ・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつなどの日常生活上のお世話や、機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス提供にあたって必要な備品（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①ご契約者への医療行為

②ご契約者もしくはその家族からの金銭または物品の授受

③ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

④その他、契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

○「泊り」

事業所に宿泊していただき、食事や排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

○サービス利用料金（別紙参照）

- （１）月途中から登録または登録終了の場合は、登録期間（登録日から、もしくは終了日まで）に応じて日割りした料金をお支払いしていただきます。

登録日：利用者が当該事業所と契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用開始した日

終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、ご相談ください。

※ご契約者に提供する食事および宿泊に係る費用は別途いただきます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

- （２）利用料金のお支払方法

料金・費用は１ヶ月毎に計算し、次のいずれかの方法により翌月 27 日までにお支払いください。

①預金口座自動引き落とし ②現金による支払い

### (3) 利用の中止、変更、追加

- 本サービスは、サービス計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望を勘案して、適時に適切なサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- 予定利用日の前にご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 介護保険の対象になるサービスについての利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの回数を変更された場合も、1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、短期利用及び介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合（前日 17 時以降の連絡）は、サービス費と同額のキャンセル料をいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し、協議します。

### (4) 連帯保証人

本契約書の契約者には身元引受人を連帯保証人とし、他に 1 人、合わせて 2 人の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は契約者が支払う利用料金等について、連帯しその責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がいないことをもって、サービスは拒まれません。

## 6 小規模多機能型居宅介護介護計画について

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護介護計画を定め、また、その状況进行评估します。計画の内容及び評価結果は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

## 7 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

管理者：武藤 直輝（ムトウ ナオキ）

受付時間：月～金 8：30～17：30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

① 埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用） 048-824-2568

② 秩父市 高齢者介護課 0494-25-5205

## 8 事故発生時の対応について

担当職員は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市介護保険課、当該利用者家族等へ連絡し必要な措置を講じ、管理者に報告します。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 9 運営推進会議の設置と第3者評価の実施について

- (1) 当事業所ではサービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等について評価、希望、助言を受け止めるため、運営推進会議を設置しています。

### 【運営推進会議】

構 成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括センター職員、小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者、事業管理者等

開 催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、事業への評価、要望、助言について記録を作成します。

事業所サービスの質の確保・向上の為、厚生労働省が示す運営基準に基づき事業所が提供するサービスの質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者（第3者）による評価を受けてそれらの結果を公表します。

## 10 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備していきます。

### 【協力医科医療機関】

医療生協さいたま 秩父生協病院

住所 埼玉県秩父市阿保町 1-11

電話番号 0494-23-1300

### 【協力歯科医療機関】

倉林歯科クリニック

住所 埼玉県秩父市上影森 826-1

電話番号 0494-21-1881

## 1 1 緊急時の対応方法

サービスの提供中に状態の急変があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、専任の介護支援専門員等へ速やかに連絡します。

## 1 2 サービス利用にあたっての留意事項

- サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 事業所内の設備や器具は本来の用途にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の職員・利用者に迷惑になる行為はご遠慮ください  
例) 身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等
- 職員訪問中は、同室内での喫煙・飲酒はお控えください。
- ペットを飼われている方は、ペットの安全とケアを安全に行う観点から、訪問時は「ゲージに入れる、別室に移る」等の配慮をお願い致します。職員がペットに噛まれる等の被害を被った場合は治療代等をご請求する場合があります。
- 利用者の安否確認や見守り、ケアの確認等を目的としたカメラの使用で、職員が画像に映り込む場合には、プライバシー保護のため、事前に事業所の同意を得ていただくようお願いします。SNS 等で画像を使用する場合も同様をお願いします。

## 1 3 虐待の防止のための措置

利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、従業者への虐待防止の研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制を整備しています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報とします。

## 1 4 職員研修の実施について

職員の資質向上を図るために、研修の機会を以下のとおり設けています。

採用時研修：採用後 3 ヶ月以内

継続研修：年 1 回以上

虐待防止のための研修：年 1 回以上

また、事業所の年間教育計画と一人ひとりの個別育成計画を毎年度立て、教育研修を実施しています。



年 月 日

事業所は、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護等の契約にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈 事業者 〉 法人名 医療生協さいたま生活協同組合

所在地 埼玉県川口市木曾呂 1317

代表者 理事長 雪田 慎二

〈 事業所 〉 事業所 小規模多機能型居宅介護生協花の木ホーム

所在地 埼玉県秩父市上町 1-12-11

連絡先 TEL. 0494-25-2000

FAX. 0494-25-0888

〈 説明者 〉

氏 名

私は、本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護等についての重要事項の説明を受けました。

〈 利用者 〉

住 所

氏 名

〈 代 筆 者 〉

氏 名

〈 身元引受人 〉

住 所

氏 名

(利用者との続柄)

〈 連帯保証人 〉

住 所

氏 名

(利用者との続柄)

限度額 30万円